

18 農林漁家民宿を開業したいとき

◎ 農林漁家民宿開業支援事業補助金

助成の対象者は？	市内に居住し、市内で農林漁家民宿を開業しようとする方、又は既に開業している方
助成の内容は？	<p>①簡易宿所営業許可に係る許認可申請費用 ※ 10/10以内（ただし1人につき1回限り）</p> <p>②旅館業法及び食品衛生法の規定による営業許可取得に必要な家屋等の改修費用 ※ 1/2以内</p> <ul style="list-style-type: none">・自宅内で農林漁家民宿を行う場合は上限10万円・自宅外で農林漁家民宿を行う場合は上限30万円
助成の要件は？	<ul style="list-style-type: none">・農林漁家民宿の営業にあたり、法改正もしくは老朽化等により建物等の改修が必要であること。・市税を滞納していないこと。・農家民宿開業後、鹿屋市観光協会ツーリズム事業推進部に5年以上加入し、事業の継続が見込まれること。・国、県、財団等から、この事業と同様の補助を受けていない方
申請に必要なものは？	<ul style="list-style-type: none">・申請書・事業計画書・収支予算書・滞納のない証明書・対象経費の内容を確認できるもの（見積書、写真等）・宣誓書
申請の時期は？	随時（ただし、予算上限となるまで）
問合せ・窓口は？	ふるさとPR課 観光PR係（2階） TEL：31-1121